

資料 1

計画策定の経過

(1) 検討の経過

年月日	内容
平成 27 年 8 月 21 日	第 1 回 前橋市障害者福祉計画（第 3 次）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）の策定について ・策定の年間スケジュールについて ・現計画の進捗状況の評価について ・アンケート調査の実施について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）の構成（案）について
9 月 18 日	第 1 回 前橋市障害者福祉計画（第 3 次）策定懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・会長・副会長の選任について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）の策定について ・策定の年間スケジュールについて ・アンケート調査の実施について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）の構成（案）について
11 月 25 日	第 2 回 前橋市障害者福祉計画（第 3 次）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果概要について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）素案について
12 月 14 日	第 2 回 前橋市障害者福祉計画（第 3 次）策定懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査の結果概要について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）素案について
平成 28 年 3 月 1 日	第 3 回 前橋市障害者福祉計画（第 3 次）策定委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）原案について
3 月 25 日	第 3 回 前橋市障害者福祉計画（第 3 次）策定懇話会 <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの実施結果について ・前橋市障害者福祉計画（第 3 次）原案について

(2) 委員名簿

前橋市障害者福祉計画（第3次）策定懇話会 委員名簿

選出区分	氏名	団体・職名等
障害者団体関係	飯島 豊	前橋市聴覚障害者福祉協会 会長
	高橋 賢司	前橋市視覚障害者福祉協会 会長
	長岡 俊充	前橋市肢体障害者福祉協会 副会長
	石坂 光代	前橋市精神障がい者家族会あざみ会 副会長
	原澤 正光	前橋市手をつなぐ育成会 会長
	石田 ヨシ子	前橋市難病友の会 副会長
相談支援事業者	直田 温子	赤城野荘相談支援事業所 管理者
	阿久澤 隆	あかぎ相談支援事業所 管理者
施設・サービス事業者	中村 一成	指定障害者支援施設 桂荘 施設長
	鈴木 隆子	社会福祉法人 すてっぴ 常務理事
	村山 良明	社会福祉法人 前橋あそか会 光明園 施設長
	小倉 亮也	NPO 法人ぐんま障害者地域生活支援システム研究会 代表
保健・医療関係	高安 英樹	前橋市医師会 理事
教育関係	福田 隆一	前橋市教育委員会 総合教育プラザ 相談支援係長
就労支援関係	原 勝美	群馬県障害者職業センター 所長
地域福祉関係	神保 淳子	前橋市社会福祉協議会
	栗原 陽子	前橋市民生委員児童委員連絡協議会 自立支援研究委員会
建築関係	須田 和正	群馬建築士会前橋支部 副支部長
学識経験者	鈴木 利定	群馬県医療福祉大学 学長
市民代表	中村 繁	市民代表

前橋市障害者福祉計画（第3次）策定委員会 委員名簿

職名	役職
委員長	副市長
副委員長	福祉部長
委員	総務部長
委員	政策部長
委員	財務部長
委員	市民部長
委員	文化スポーツ観光部長
委員	健康部長
委員	産業経済部長
委員	農政部長
委員	都市計画部長
委員	建設部長
委員	消防局長
委員	教育次長
委員	指導担当次長

あ行

医療的ケア (P40)

口腔内や鼻腔内のたんの吸引や、鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を、医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼んでいる。

ADHD (注意欠陥／多動性障害) (P16、P49)

注意欠陥多動性障害 (AD/HD : Attention-Deficit/Hyperactivity Disorder) は、「集中できない (不注意)」「じっとしてられない (多動・多弁)」「考えるよりも先に動く (衝動的な行動)」などを特徴する発達障害。注意欠陥多動性障害の特徴は、通常 7 歳以前に現われる。多動や不注意といった様子が目立つのは小・中学生ごろだが、思春期以降はこういった症状が目立たなくなるともいわれている。

LD (学習障害) (P16、P49)

基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、書く、計算するまたは推理する能力のうち、特定の者の習得と使用に著しい困難を示す様々な障害を示すもの。

NPO (P56、P57)

継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない団体。

か行

基幹相談支援センター (P43、P46)

障害者自立支援法 (現・障害者総合支援法) の改正により、相談支援体制の強化を目的として 2012 (平成 24) 年 4 月から設置されることとなった施設。地域における相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業及び身体障害者・知的障害者・精神障害者等に関わる相談支援を総合的に行うことを目的とする。市区町村またはその委託を受けた者が基幹相談支援センターを設置することができる。

QOL (生活の質) (P7)

生活者自身が感じる満足度・安定感・幸福感などを規定する諸要因の質。諸要因の一方に生活者自

身の意識構造、もう一方に生活の場の諸環境があると考えられる。QOLの向上とは、この両者のバランスや調和のある状態を質的に高めて充足した生活を求めようということ。

ケアマネジメント (P45、P46)

援助を必要としている人に対して、地域のさまざまな社会資源、サービス等の提供を管理し、ニーズを満たすようにする方法。

言語障害 (P16、P75)

言語の受容から表出に至るまでのいずれかのレベルにおいて何らかの障害がある状態で、その実態は複雑多岐にわたっている。

権利擁護 (P7、P8、P15、P22、P26、P43)

自己の権利や援助のニーズを表明することが困難な障害者等に代わって、援助者が代理としてその権利やニーズの獲得を行うこと。

高機能自閉症 (P16)

3歳位までに現れ、①他人との社会的関係の形成の困難さ、②言葉の発達の遅れ、③興味や関心が狭く、特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。発達障害の一つであり、知能指数が高い（概ねIQ70以上）が、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわるといった自閉症の特徴を持つ。

高次脳機能障害 (P48)

外傷性脳損傷、脳血管障害等により脳に損傷を受け、その後遺症として生じた記憶障害、注意障害、社会的行動障害などの認知障害等のこと。高次脳機能障害者への支援としては、障害者総合支援法による都道府県地域生活支援事業において、高次脳機能障害支援普及事業が実施されており、高次脳機能障害者への相談支援及び支援体制の整備が図られている。

さ行

社会福祉協議会 (社協) (P26、P28、P55、P56、P57)

社会福祉法の規定に基づき組織される地域福祉の推進を目的とする団体で、単に「社協」とも呼ばれる。市区町村を単位とする市区町村社会福祉協議会、指定都市の区を単位とする地区社会福祉協議会、都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会がある。社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加するものとされているおり、さまざまな福祉サービスや相

談、ボランティア活動や市民活動の支援、共同募金など地域の福祉の向上に取り組んでいる。

障害者週間 (P23)

平成 16 年 6 月に障害者基本法が改正され、従来あった「障害者の日」(12 月 9 日)が「障害者週間」(12 月 3 日～9 日)に改められた。これを受け、平成 16 年 12 月には障害者施策推進本部が「『障害者週間』の実施について」本部決定を行い、「共に生きる社会を作るために～身につけよう心の身だしなみ～」により、障害について理解し、日常生活や事業活動の中で配慮や工夫をすることを国民に呼びかけた。

障害者職業センター (P58、P59、P61)

障害のある人の職業生活における自立を促進するための施設で、障害者職業総合センター、広域障害者職業センター、地域障害者職業センターの 3 種類がある。

情緒障害 (P16、P30)

情緒の現れ方が偏っていたりその現れ方が激しかったりする状態を、自分の意思ではコントロールできないことが継続し、学校生活や社会生活に支障となる状態のこと。

情報アクセシビリティ (P10、P72)

パソコンやスマートフォンなどによる情報の受けとりやすさ。また、ハードウェア・ソフトウェアの仕様やサービスの提供方法を工夫するなどして、高齢者や障害者を含む多くの人々が不自由なく情報を得られるようにすること

精神保健福祉普及運動 (P23)

地域社会における精神保健及び精神障害者の福祉に関する理解を深め、精神障害者の早期治療や社会復帰及び自立と社会参加の促進を図るとともに、併せて、精神障害の発生の予防、精神的健康の保持及び増進を図るための普及運動。

成年後見制度 (P15、P26)

知的障害、精神障害、認知症などにより、判断能力が不十分な成年者の財産や権利を保護するための制度。

相談支援専門員 (P73)

障害者等の相談に応じ、助言や連絡調整等の必要な支援を行うほか、サービス利用計画を作成する者をいう。実務経験と相談支援従事者研修の受講が要件となる。相談支援事業を実施する場合には、相談支援専門員を置く必要がある。

た行

地域活動支援センター（P48、P62）

障害のある人を対象とする通所施設の一つ。地域の実情に応じ、創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進等の便宜を供与し、障害のある人の自立した地域生活を支援する場。センターの運営は、障害者総合支援法上、地域生活支援事業として位置づけられる。

知的障害者福祉月間（P23）

毎年9月を知的障害者福祉月間と定め、知的障害児（者）福祉への理解と協力を求めるための活動が各地で推進されている。

通級指導教室（P16、P35）

小・中学校の通常の学級に在籍している障害の軽い子どもが、ほとんどの授業を通常の学級で受けながら、障害の状態等に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態である。通級の対象は、言語障害、自閉症、情緒障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、弱視、難聴などである。

特別支援学校（P16、P28、P34、P35、P36）

学校教育法に基づき、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む。）に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行うとともに、障害による学習上または生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的に設置される学校。従来、盲学校、聾学校及び養護学校といった障害種別に分かれて行われていた障害を有する児童・生徒に対する教育について、障害種にとらわれることなく個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施するために、2006（平成18）年の学校教育法の改正により創設された。

特別支援学級（P16、P34、P35、P36）

学校教育法に基づき小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校に置くことができるとされている学級で、心身に障害をもつ児童・生徒のために、そのニーズに応じた教育を行うことを目的とする。児童・生徒は障害に応じた教科指導や障害に起因する困難の改善・克服のための指導を受ける。対象となるのは、通常の学級での教育を受けることが適当とされた知的障害、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、その他障害のある者で特別支援学級において教育を行うことが適当なもの。

特別支援教育（P35）

障害のある幼児・児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。平成19年4月から、「特別支援教育」

が学校教育法に位置づけられ、すべての学校において、障害のある幼児・児童生徒の支援をさらに充実していくこととなった。

* な行 *

ノーマライゼーション (P7、P58)

障害のある人や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で他の人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方や方法。

* は行 *

発達障害 (P6、P49)

発達障害者支援法上の定義では、脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものと規定され、心理的発達障害並びに行動情緒の障害が対象とされている。具体的には、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、注意欠陥多動性障害などがこれに含まれる。

発達障害啓発週間 (P23)

毎年4月2日は、国連が2007年に制定した「世界自閉症啓発デー」。厚生労働省では、この日から8日までを「発達障害啓発週間」と位置付け、自閉症をはじめとする発達障害への理解促進のための集中啓発活動を、社団法人日本自閉症協会などと連携して行っている。

パラリンピック (P64)

パラリンピック (Paralympic) とは、4年に1度、オリンピック終了後にオリンピック開催都市で行われている「もう一つの (Parallel) + オリンピック (Olympic)」のこと。夏季競技大会と冬季競技大会が開催されている。

バリアフリー (P8、P10、P51、P69、P70、P71)

障壁 (バリア) となるものを取り除くことをいう。床の段差を解消したり、手すりを設置するなどといったハード面だけでなく、近年では、すべての人の社会生活を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的なさまざまな障壁を除去するという意味で用いられてきている。

避難行動要支援者制度 (P21、P74、P75)

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、高齢者、障害のある人等の配慮を要する人の

うち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）の作成が義務づけられた。災害時に適切な支援が行えるよう、関係者の協力を得ながら日常的に備えておくための制度。

PDCAサイクル（P77、P78）

計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4つの手順を繰り返すことにより、継続的な改善に取り組んでいく手法。

福祉ホーム（P52）

家庭環境、住宅事情等の理由により住居を求めている障害のある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設。地域生活支援事業として実施されている。

保育カウンセラー（P33）

幼稚園教諭や保育園保育士にアドバイスしたり、育児の悩みを持つ保護者の相談に応じたりする幼児教育に関するカウンセリングの専門家。

や行

ユニバーサルデザイン（P8、P10、P69、P70）

バリアフリーは物理的・社会的・制度的・心理的な障壁に対処するという考え方であり、一方、ユニバーサルデザインは、施設や製品等について新しいバリアが生じないよう誰にとっても利用しやすくデザインするという考え方。

幼小連携アドバイザー（P33）

幼小連携の推進やカリキュラム編成の支援、幼小連携に関する理解推進活動等を行う小学校教育・幼児教育に関する専門家。

ら行

リハビリテーション（P2、P17、P39）

治療や訓練というような技術的なことだけでなく、障害者が一人の人間として、住み慣れた地域でそこに住む人々と共に生活できるようにすることであり、その人が持っているすべての能力を最大限に活用した生活への総合的な取組。